

障害者支援施設設置者
障害福祉サービス事業者 各位

旭川市長 西川 将人
(福祉保険部指導監査課担当)

障害者支援施設等における非常災害時の体制整備について

本市の障害福祉行政について、平素から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなる被害がありました。

障害者支援施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じておくことが必要であり、指定基準において、非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を定めることとされています。

非常災害対策計画は、火災に対処する計画のみではなく、火災や水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画を定めることが想定されています。

つきましては、非常災害対策計画について、想定される各種災害に対応した必要な事項が盛り込まれて策定されているか確認いただくとともに、必要に応じて改正の検討をお願いいたします。

また、避難訓練についても定期的に実施するよう、あわせてお願いいたします。

なお、厚生労働省から非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について、各自治体に対し、年内に点検や指導・助言を行うように求められていることから、非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について把握するために次のとおり調査を行いますので、時節柄お忙しいところと存じますが、御協力をお願いいたします。

なお、厚生労働省からの「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」の通知は、本市指導監査課ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/sidou1/d055598.html>

1 基準日

平成28年9月1日

2 回答方法

調査票の様式については、上記のアドレス先に掲載しております。

別紙調査票に記入の上、電子メール、郵送又は持参にて提出をお願いいたします。

3 回答期限

平成28年10月14日（金）

4 その他

(1) 上記調査票の提出時に、策定済みの非常災害対策計画を1部提出願います。

(2) 来年1月以降に非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について、厚生労働省の調査が行われる予定ですので申し添えます。

5 問い合わせ、提出先

旭川市福祉保険部指導監査課

旭川市7条通10丁目 第二庁舎2階

電話 25-9849/FAX 25-9090

電子メール：shido-syougai@city.asahikawa.hokkaido.jp